

基金事業等に係る運営及び管理に関する基本的事項の公表について
(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令255号）第4条第2項第1号に基づく公表）

(単位：千円)

基金の名称		特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支払基金	
基金設置法人名		独立行政法人労働者健康安全機構	
基金の額		今回造成額	34, 402, 844
		造成完了時における残高	114, 905, 262
	(うち国費相当額)	今回造成額	34, 402, 844
		造成完了時における残高	114, 905, 262
基金事業等の概要		本事業は、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律に基づき、独立行政法人労働者健康安全機構に基金を造成し、特定石綿ばく露建設業務に従事することにより石綿関連疾病にかかった者等に給付金等を支給するものである。	
基金事業等を終了する時期	新規採択の終了予定時期		特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律上規定なし
	採択事業の最終的な終了予定時期		特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律上規定なし
	基金の解散予定時期		特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律上規定なし
基金事業等の目標		本事業は、個人情報の取扱いに特に配慮するとともに、事務費や基金残高の管理等を含め、国と綿密な連携の上、業務の適切かつ迅速な実施に努める。	
給付対象となる事務又は事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準、審査体制		特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律第19条により、独立行政法人労働者健康安全機構に基金を設置することとされている。	
その他の事項			